相続税の申告及び納税までのスケジュール

被相続人の死亡の日（通常の相続開始）

通夜

葬儀

- 通夜、葬儀費用の領収書等の管理
- 遺言書の有無、相続人の確認等

初七日法要

四十九日法要

- 遺産（財産及び債務）の概要把握

相続税のご相談

**死亡届の提出**（提出先：市区町村）

（7日以内）

**相続の放棄又は限定承認**

- 家庭裁判所へ申述書の提出

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_06_14.html

裁判所ウェブサイト（家事事件の裁判手続き）

（3ヶ月以内）

**準確定申告と納税**

・その年の1月1日から被相続人の死亡の日までの「所得税」「消費税」

（4ヶ月以内）

**相続税の申告と納税**

・延納又は物納の申請手続きは、申告と同時に行う

（10ヶ月以内）

相続税のご相談はお早めに！！！

財産評価を行い、納税の有無を判定します。

上原税理士事務所 http://www6.ocn.ne.jp/~mirai-go